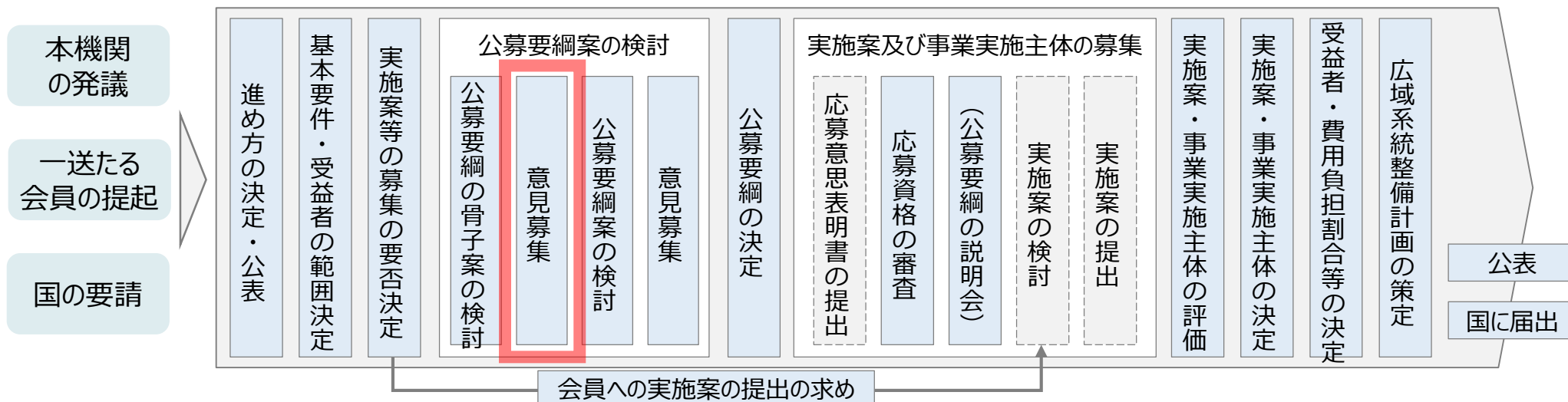


東地域の広域連系系統に係る計画策定プロセス － 実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供 －

2024年6月26日
広域系統整備委員会事務局

- 北海道本州間連系設備（日本海ルート）について、前回委員会では公募要綱の骨子案について、ご議論いただいた。
- 本日は、募集プロセスの一環として実施する、実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供について、ご議論いただきたい。
- なお、公募要綱の骨子案に対する意見募集については、期日（6/17）までに多数のご意見を頂戴しており、次回以降の本委員会にてご確認いただく予定。

《東地域の計画策定プロセスの流れ》



- 骨子案検討に際しての留意事項のうち、技術的な検討に関する事項については、例えば、以下のように応募判断に資する情報を先行的に提供したり、必要に応じて実施案に調査結果の反映を可能とするなどの配慮を行ってはどうか。

③事業者の応募判断のため、一定程度の技術検討を必要とする可能性がある

- ・ 計画策定プロセスにおける実施案等の募集の一環として、公募開始に先行して、応募判断に資する情報を事業者に提供してはどうか

④基本要件における海底ケーブルのルート設定等について、一部区間で情報の不確実性がある

- ・ 国の追加海域実地調査の結果や事業者の自主的な検討（揚陸点調査等）も、必要に応じて、実施案に反映することを可能としてはどうか

- 本機関及び資源エネルギー庁では、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案及び事業実施主体の募集（以下「本募集」という。）に向け、応募を検討する事業者の求めに応じて、本機関及び資源エネルギー庁が保有する技術検討等に必要となる情報を先行的に提供する。
- これは、本機関が保有する基本要件の検討に用いた情報や、資源エネルギー庁が保有する海域実施調査の結果等の情報を先行して事業者を提供することで、応募意思表示や実施案の検討が早期から円滑になされることを目的としたもの。
- 今回の先行的な情報提供は、資源エネルギー庁と共同して行うが、申請は本機関にて一括して受け付けることとする。

- 今回の先行的な情報提供の対象となる主な情報は、以下のものとする。

※なお現在、詳細について検討中であり、今後変更の可能性がある。

先行的な情報提供の対象となる情報	提供元
① 「北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画 基本要件及び受益者の範囲」（2024年4月）の検討に用いた情報 ・ 海底ケーブル敷設ルート検討の考え方 ・ ルート検討における埋設可否の判定フロー ・ ルート検討にて防護方法を選定した際の判定フロー ・ ケーブル敷設ルートの検討資料 ・ ケーブル仕様 ・ 揚陸候補地点の検討資料 ・ 交直変換設備の設備構成及び仕様（検討経緯を含む。）	本機関
② 「再生可能エネルギー大量導入に向けた次世代型ネットワーク構築加速化事業（令和3年度補正予算、令和4年度補正予算、令和5年度補正予算）」における情報 ・ 海域実地調査結果、追加調査予定箇所等	資源 エネルギー庁
③ ファイナンスの検討に関わる資料等	
④ 上記のほか、情報提供を希望する事業者から本機関及び資源エネルギー庁に対して提供の求めがあり、本機関及び資源エネルギー庁にて提供することを決定した情報	

※求めがあり、早期提供が必要と判断される場合には、交流部分に関する情報（連系先交流設備の送電線経過図や運用容量等）も提供する

- 申請の受付期間は、本機関及び資源エネルギー庁の準備が整い次第、早期に開始することとし、応募意思表明書の提出期限までを想定。
- また、先行的な情報提供を受けるために申請を希望する事業者には、以下の申請要件を満たすことを求める。

《申請の受付期間》

(準備が整い次第) ～ 応募意思表明書の提出期限まで

《申請要件》

申請できる事業者は、本募集において応募意思表明書の提出を検討する次の事業者とする。

- ① 一般送配電事業者
- ② 送電事業者
- ③ 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

《申請書類案》

- 申請書、申請要件を満たすことを証する書類、秘密保持誓約書、情報取扱者名簿及び情報管理体制図

- 本機関及び資源エネルギー庁は、申請者が申請要件を満たすかを確認の上、申請者に対して情報提供の可否を通知する。この際、申請者名及び情報提供可否については公表しない。
- 情報提供を受ける者は、本募集における応募意思表示及び実施案の検討に限り利用することを目的とし、目的外利用や第三者への提供は禁止とするなどの事項への遵守を求める。
- ただし、情報提供を受ける者が、実施案の検討に当たり、当該検討に必要な知見を有する事業者（検討協力事業者）に対して提供情報を開示する必要がある場合に限り、本機関及び資源エネルギー庁の許諾を経て、当該提供情報を開示することを認める。
- 情報提供を受ける者は、①応募意思表示書を提出しなかった場合、②有資格事業者とならなかった旨の通知を受け取った場合、③実施案の提出を辞退する旨の書類を本機関に提出した場合等に該当した場合は、速やかに受け取った情報を破棄すること。なお、検討協力事業者についても情報を破棄させること。

- 本日いただいたご意見も踏まえて、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案及び事業実施主体の募集に向け、先行的な情報提供を行うための検討を進め、準備が整い次第、受付を開始することとしたい。

《今後のスケジュール》

2024年	6月	先行的な情報提供について（本日）
	7月頃	先行的な情報提供の申請受付開始 公募要綱の骨子案に対する意見募集について
	夏頃	公募要綱案について